

## 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が指定する地域（※1）において災害等の発生に起因して経営の安定に支障を生じている市内中小企業者について、大阪市長が認定を行うものです。

※1 指定地域・指定期間等は中小企業庁のホームページに掲載されています。[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_4gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm)

## 【認定要件】

次の「①～③の要件をすべて満たすこと」が必要です。

- ① 大阪市内に事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること。
- ② 指定地域内において、申請時点で1年間以上継続して事業を行っていること。
- ③ 令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が次の2つの状況となっていること。
  - ・「最近1か月（※2）」の売上高が、前年同期比で20%以上減少している。
  - ・「最近1か月（※2）とその後2か月」の売上高合計が、前年同期比で20%以上の減少見込である。

※2 原則、申請月の前月のことをいいます。

## 【認定期間】

経済産業大臣が指定する期間（認定申請を行うことができる期間）

⇒ 令和2年2月18日～令和3年12月1日【令和3年9月2日告示】

## 【認定申請時の提出書類】

提出書類	備考
セーフティネット保証等の認定にかかる連絡票 認定申請書 認定申請書（大阪市控） 添付書類（計算書） 月別売上表	大阪市ホームページから大阪市所定様式をダウンロードしてください。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503417.html">https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503417.html</a> ※ 大阪産業創造館2階にも設置しています
「大阪市内事業所」の確認書類	次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」「企業名」「代表者名」が確認できるもの。コピーをご提出ください。 ○法人の場合：・履歴事項全部証明書（3か月以内のもの） ・確定申告書【別表一（一）】（※） ○個人の場合：・確定申告書【第一表】（※） ・許認可証 （代表者名が確認できない場合は確定申告書を添付ください。） ※確定申告書は、直近のもので、税務署受付日が確認できるものが必要です。
「指定地域にて1年事業継続」の確認書類	（現在、全国が指定地域のため、上記書類で確認できれば不要です） ※…指定地域・指定期間等は中小企業庁のHPに掲載されています。 <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm</a>
認定書返送用レターパックライト	認定書送付先を明記してください。
創業間もないことや、店舗の増加等の確認できる資料（運用緩和の場合のみ）	コピーをご提出ください。
委任状（代理申請の場合のみ）	大阪市ホームページから様式（ひながた）がダウンロードできます。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503417.html">https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503417.html</a>

【次ページも確認してください。】

**【 ご注意 】**

- ・ 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定申請を行ってください。
- ・ 認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定書の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・ 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

**【お問い合わせ先】**

**大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：06-6264-9844）**

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階